

長野県立こころの医療センター駒ヶ根と信州大学医学部附属病院における医療観察診療救急患者受入に関する協定書

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「乙」という。）は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「法」という。）に基づき、甲に入院中の対象者（以下「対象者」という。）の身体合併症治療に関して次のとおり協定を締結する。

（対象者の受入れ）

第1条 乙は、甲の依頼により対象者を入院させ又は通院させ、身体合併症のために必要と認める治療を行うものとする。

（職員の派遣）

第2条 甲は、対象者の精神科的緊急事態に対応するため、乙へ必要に応じ甲に所属する医師（精神保健指定医）を派遣し、精神科的対応を行うものとする。また、対象者の状況により付き添いが必要な場合は、甲乙協議により、看護師等を派遣し、付き添わせるものとする。

（便宜の提供）

第3条 乙は、甲が派遣した職員に対し、前条に定める業務、事務に必要な便宜を図るものとする。

（入院期間）

第4条 乙は、対象者の入院期間を最小限とし、甲に移しうると認めたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（医療費）

第5条 甲は、対象者の主病に係る合併症の医療費を乙に支払うものとする。ただし、法以外の疾病については、乙が医療保険の請求を行うものとする。

（移送）

第6条 甲は、対象者の入退院、転院のための移送を行うものとする。

（関係機関への連絡）

第7条 甲は、入退院、転院の都度、関東信越厚生局及び対象者の居住地を管轄する保護観察所に連絡するものとする。

（管理責任）

第8条 この協定に基づき実施される入院又は通院治療は、対象者の医療上の必要に基づき、甲の責任により実施されるものとする。

（災害補償）

第9条 甲が派遣した職員に業務上の災害又は通勤災害が発生した場合は、甲が対応するものとする。

(損害賠償①)

第10条 甲が派遣した職員の故意又は過失により乙に損害を与えた場合は、甲が責任を負うものとする。ただし、その損害が乙の責に帰すべき理由により生じたものについてはこの限りではない。

(損害賠償②)

第11条 対象者の故意又は過失により乙に損害を与えた場合は、甲が責任を負うものとする。ただし、その損害が乙の責に帰すべき理由により生じたものについてはこの限りではない。

(医療事故賠償責任の対応)

第12条 乙の医療行為により対象者及び家族等から損害賠償を求められた場合は、甲、乙で協議し、相互に協力して対応するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定める事項の変更及びこの協定に規定しない事項が生じた場合は、甲、乙で協議のうえ処理するものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年12月9日

甲 長野県駒ヶ根市下平2901
地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こころの医療センター駒ヶ根
院長 樋掛 忠彦



乙 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学医学部附属病院
病院長 天野 直二

